

平成 30 年 3 月 1 日

## ニュースリリース

ジック少額短期保険株式会社

少額短期保険初！包括契約上乗せ家財保険

「生活安心総合保険プラス」販売開始のお知らせ

ジック少額短期保険株式会社（登録番号：関東財務局長（少額短期保険）第 30 号）は、新たに家財保険「賃貸住宅生活者総合保険」（ペットネーム：生活安心総合保険）の包括契約に上乗せする生活安心総合保険プラスを開発し、3 月 1 日より販売を開始することになりましたのでお知らせいたします。

生活安心総合保険・包括契約方式は、賃貸住宅管理会社等が管理、所有する全ての賃貸住宅を対象に 1 つの家財保険契約で補償する方式です。補償対象となる賃貸住宅は 1 の保険契約者あたり最大 30 万室までで、管理会社は賃貸住宅を家財保険付物件として入居者に提供することができます。これにより、管理する賃貸住宅に無保険戸室が発生することを防止でき、入居者との間で家財保険契約を締結する必要がなくなるため、保険事務・保険募集業務の削減が実現されます。また、入居者にとっても家財保険料の負担がありませんので、賃貸契約時の初期費用が軽減されるメリットがあります。

少額短期保険では、引き受けられる保険金額に上限があります。このため従来の包括契約方式では 1 の保険契約者あたり 100 室程度の引き受けが限界でした。当社の包括契約方式家財保険では、1 の被保険者あたりの家財保険金額を 100 万円、借家人賠償責任保険金額と個人賠償責任保険金額をそれぞれ 500 万円とし、1 の保険契約者あたり最大 30 万室までの引き受けが可能となっております。この保険金額は、日常的に発生するリスクの大半をカバーできる金額として設定しておりますが、入居人数が多い世帯等では家財保険金額が不足する可能性があります。

そこで、当社の包括契約が付帯された家財保険付賃貸住宅に入居される方を対象に、「生活安心総合保険プラス」を開発いたしました。通常の家財保険では、入居者の家財補償の他に借用建物の修理費用特約など様々な補償がセットされておりますが、生活安心総合保険プラスでは、付帯されている包括契約家財保険が補償する部分との重複補償を避けるために、修理費用特約などの補償を省いたシンプルな家財保険となっております。

当社は「お客さま本位の業務運営に係る基本方針」に則り、補償を必要とするお客さまに、最適な少額短期保険商品の提供に努めて参ります。

【包括契約および上乗せ保険（生活安心総合保険プラス）の補償例】

		包括契約での 補償限度額	上乗せ保険での補 償限度額（2P-12）	上乗せ後の合 計補償限度額
損 害 保 険	家財損害保険金	100万円	289.5万円	389.5万円
	風水害損害保険金	10万円	28.95万円	38.95万円
	盗難損害保険金	20万円	57.9万円	77.9万円
	破汚損損害保険金	50万円		50万円
費 用 保 険	修理費用保険金	100万円		100万円
	修理費用破汚損保険金	50万円		50万円
	罹災費用保険金	10万円		10万円
	緊急宿泊費用保険金	20万円		20万円
	罹災転居費用保険金	30万円		30万円
	ドアロック交換費用保険金	3万円		3万円
	残存物撤去費用保険金	5万円		5万円
賠 償	借家人賠償責任保険金	500万円	500万円	1000万円
	個人賠償責任保険金	500万円	500万円	1000万円
特 約	孤立死原状回復費用保険金	50万円		50万円

以上

（本件に関するお問い合わせ先）

ジック少額短期保険株式会社（東京本社）東京都港区芝大門二丁目5番5号

TEL：03-6870-6777 FAX：03-6870-6778

（東金本店）千葉県東金市東岩崎15番地6

TEL：0475-50-2240 FAX：0475-50-2241

Email：[info@jicc-ssi.com](mailto:info@jicc-ssi.com)